

2020年4月15日

お知らせ

次世代住宅ポイント 住宅証明書発行業務について

先日、国土交通省より『次世代住宅ポイント制度の申請について～新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月末までに契約できなかった方へ～』として

令和2年6月1日(月)から8月31日(月)(予定)まで

ポイント発行申請受付する旨の発表がありました。

<http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001339512.pdf> (国土交通省 HP)

弊社は現在、『災害等やむを得ない場合』を対象とする**住宅証明書の申請**を受付しておりますが、この発表に伴い、『新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月末までに契約できなかった方』を対象とした**住宅証明書の申請**を受付することとなりました。

ただし、以下の要件を満たす場合のみの受付となりますのでご注意ください。

- ① お客様が次世代住宅ポイント事務局に理由が条件を満たすことをあらかじめ確認されていることが確認できた場合。<https://www.jisedai-points.jp/information02/>
- ② 理由の適否は次世代住宅ポイント事務局の判断となるため、その結果にかかわらず証明書発行手数料をご負担いただくことをご納得いただいている場合



愛媛建築住宅センター

